公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１０５５号
さいたま市見沼区東大宮１丁目88番地27　ホジョウテラスＡ－102、前住所埼玉県久喜市東大輪436番地９
債務者　古谷　晋也
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉伸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６２０号
大阪市住吉区墨江３丁目17番18号
債務者　村上恵美子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５８５号
愛知県知多市梅が丘１丁目329番地の２　コテージハウスＢ、住民票上の住所愛知県知多市梅が丘１丁目329番地の２（従前の住所）
名古屋市名東区平和が丘３丁目15番地の２
平和が丘住宅６棟303号
債務者　飯田　智洋
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８８号
金沢市小金町９番27号　デルニエシュマンＩ101号
債務者　國本　香奈
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８８号
長野市大字若槻東条1214番地30
債務者　小澤　正佳
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板谷健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２００５号
大阪市住吉区長居東３丁目15番35号プランドール　501号
債務者　福岡　裕介（旧姓尾前）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　知美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９４９号
大阪府藤井寺市道明寺３丁目10番６号
債務者　毎日新聞高鷲販売所こと　増田　年生
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井川　慶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４３９号
堺市美原区阿弥482番地７
債務者　ナカヤ電気美原店こと　小谷　乃彦
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４４０号
堺市美原区阿弥482番地７
債務者　小谷　芳子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第７４号
和歌山市中337番地の16、住民票上の住所和歌山市栄谷60番地　栄谷団地４－１－73
債務者　宮本　順司
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米沢　龍史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１３６号
沖縄県豊見城市字嘉数671番地10
債務者　元榮　義則
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　保博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１３５号
長崎県佐世保市天神４丁目2303番地３、前住所長崎県佐世保市椎木町165番地11
債務者　徳富佐智子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第１０５２号
神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目９番28号
債務者　永井　利幸
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　弘吏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２６４号
静岡県島田市細島1335番地の12
債務者　田中　孝夫
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２３号
長崎県諫早市多良見町市布1929番地
債務者　平川　拳斗
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福崎　博孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第３８号
長野県南佐久郡佐久穂町大字海瀬366番地
債務者　菊池　晶彦
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　元宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
長野地方裁判所佐久支部